

多賀工業会静岡支部会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は多賀工業会静岡支部と称し、会員相互の親睦を図り、あわせて母校の隆昌および我国工業の発展に寄与することを目的とする。

(1) 所在地は支部長宅とする

(2) 事務局も支部長宅とする

第 2 章 事 業

第 2 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会報及び会員名簿の発行

(2) 会員相互の連絡ならびに共励共助

(3) 会員と母校との連絡

(4) 工業発展に必要な研究調査およびその奨励

(5) その他本会の目的達成のために必要と認める事項

第 3 章 会 員

第 3 条 本会は静岡県および隣接県に居住する多賀高等工業学校、多賀工業専門学校、多賀工業専門学校附設工業教員養成所、茨城大学工学部、茨城大学工業短期大学部を卒業した者、および茨城大学大学院工学研究科を修了した者で組織する。

第 4 章 役 員

第 4 条 本会に次の役員を置く。

支部長 1 名

副支部長 若干名

幹事 若干名

監事 若干名

顧問 若干名

第 5 条 役員は次の方法によって定める。

支部長、副支部長、幹事および監事は会員の中から選出し、総会で決定する。

顧問は、幹事会の推薦により委嘱する。

第 6 条 役員の職務は次の通りである。（別途役員一覧表あり）

支部長は本会を代表する。

幹事は会務の運営に当る。

監事は会務および会計を監査する。

顧問は幹事会の諮詢に応ずる。

支部長に事故ある時は副支部長がその職務を代行する。

第 7 条 各役員の任期は 2 年とする。ただし重任してよい。

第 5 章 会 議

第 8 条 総会は会員をもって構成し、原則として毎年 1 回開催する。

ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第 9 条 総会は次の事項について審議し、出席者過半数の賛成を得たものを決議事項とする。

- (1) 支部長と幹事と監事の決定
- (2) 会収支の予算および決算
- (3) 会規約の改廃
- (4) その他本会の目的を達成するに必要な事項

第 10 条 幹事会は幹事をもって構成し、次の事項について審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 予算の編成および実行計画
- (3) 会務に関する重要かつ緊急な事項
- (4) その他必要と認める事項

第 11 条 幹事会は会務運営上必要と認めた場合開催する。

幹事会は出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得たものを決議事項とする。

幹事会には幹事の招請により他の役員も出席できる。

第 6 章 会 計

第 12 条 本会の経費は会費、寄付金および補助金をもってこれにあてる。

第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

本会の収支は総会に報告する。

第 7 章 追 記

第 14 条 幹事会は、本会の会員が死去した場合、弔電ないし献花の要否を検討し、対応が必要と決定された場合は以下を速やかに対処するものとする。

- (1) 静岡支部会員へ訃報連絡
- (2) 多賀工業会本部および他支部へ訃報連絡
- (3) 弔電（および／または）献花の手配

費用は年度一般会計収入支出決算で処理し、総会で承認を受けるものとする。

付 則

本規約は昭和 53 年 9 月 1 日から施行する。

昭和 61 年 5 月 27 日 改正

平成 12 年 5 月 28 日 第 14 条 追記

2019 年 5 月 26 日 改正